

平成 28 年 3 月 8 日（火曜日）

第 2 回南三陸町議会定例会会議録

（第 4 日目）

平成28年3月8日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町	長	最知 明 広 君

会 計 管 理 者	芳 賀 俊 幸 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀 浦 現 利 君
管 財 課 長	仲 村 孝 二 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	三 浦 浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	佐久間 三津也 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 港 ・ 漁 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	阿 部 明 広 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷 克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	小 原 田 満 男 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川 明 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	及 川 庄 弥 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 勝 美 君
総 務 課 財 政 係 長	佐々木 一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 修 一 君
生 涯 学 習 課 長	菅 原 義 明 君

監査委員部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀 長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤 孝 志 君

選挙管理委員会部局

書 記 長 三 浦 清 隆 君
農業委員会部局
事 務 局 長 佐久間 三津也 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 佐 藤 孝 志
主 幹 兼 総 務 係 長 佐 藤 辰 重
兼 議 事 調 査 係 長

議事日程 第4号

平成28年3月8日(金曜日)

午前9時59分 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第47号 平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 第 3 議案第48号 平成27年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 第 4 議案第49号 平成27年度南三陸町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 第 5 議案第50号 平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 6 議案第51号 平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 第 7 議案第52号 平成27年度南三陸町水道事業会計補正予算(第5号)
- 第 8 議案第53号 平成27年度南三陸町病院事業会計補正予算(第3号)
- 第 9 議案第16号 南三陸町情報公開条例等の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第17号 南三陸町行政不服審査関係手数料条例制定について
- 第11 議案第18号 南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例及び南三陸町手数料徴収
条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第19号 南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南三陸町放課後
児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例制定について
- 第13 議案第20号 南三陸町投票管理者等に対する報酬及び費用弁償に関する条例及び
南三陸町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制
定について
- 第14 議案第21号 南三陸町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定につ

いて

- 第15 議案第22号 南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第23号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第17 議案第24号 南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第18 議案第25号 南三陸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 第19 議案第26号 工事請負契約の締結について
- 第20 議案第27号 工事請負契約の締結について
- 第21 議案第28号 工事請負契約の締結について
- 第22 議案第29号 工事請負契約の締結について
- 第23 議案第30号 工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第23まで

午前9時59分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本日もよろしくお祈りします。

ただいまの出席議員数は16人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により議長において8番佐藤宣明君、9番阿部建君を指名いたします。よろしくお祈りいたします。

日程第2 議案第47号 平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（星 喜美男君） 日程第2、議案第47号南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

ただいま上程されました議案第47号平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、歳入においては決算見込みによる国民健康保険税療養給付費等、交付金等について、歳出においては今年度拠出決定額に基づく共同事業拠出金等について、それぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） おはようございます。

それでは、議案第47号平成27年度南三陸町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明いたします。

補正予算書の説明書79ページ、80ページをお開き願います。

こちらの補正額の欄でございますが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,553万6,000円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ26億8,915万9,000円とするものでございます。

昨年の同期の補正との比較でございますが、昨年度は23億8,000万円ほどの予算ということで、比較すると昨年より3億800万円ほどの増額ということで、率にしますと12.9%の増ということでございます。

内容でございますが、総体的には整理予算となりますが、給付費の減少やそれに伴う基金からの繰入額を減額するための補正ということでございます。

また、歳入のほうで共同事業交付金が1億を超える減額となっておりますが、今年度より内容が見直された新たな事業でございまして、当初予算で国保連合会からの試算の数値を計上しておったんですが、見込み額がほぼ見えてきたということによる減額ということで、ここがちょっと大きい部分となっております。

81ページをごらんください。

歳入でございます。

1款国保税ですが、徴収見込みによる補正でございまして、現年度については増額、滞納繰越については減額補正となります。昨年同期との比較ですと総額で1.7%ほど増加してございます。

81ページから83ページにかけまして、国庫支出金から7款の共同事業交付金につきましては、本年度の負担割合や補助申請金額がほぼ確定したことによる減額調整でございます。

84ページの基金繰入金をごらんいただきたいと思います。

財政調整基金につきましては、8,000万円の減額となります。財源の調整ということでございますが、この時点での基金残高は3億3,400万円ということになります。

続きまして、86ページ歳出でございます。

総務費ですが、人事異動、人事院勧告等の影響により減額補正となっております。

続いて87ページ、共同安定化事業拠出金でございますが、これは87ページの最下段になります。ここで1億2,900万円ほどの減額でございますが、これは歳入で申し上げましたとおり、拠出した額と交付を、そうですね歳入と同額ということの補正でございます。

最後になりますが、89ページ予備費でございますが、財源調整のための補正ということでございます。

以上、補正内容の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第47号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第48号 平成27年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第1号)

○議長（星 喜美男君） 日程第3、議案第48号平成27年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第48号平成27年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、歳入においては決算見込みによる後期高齢者医療保険料一般会計繰入金等について、歳出においては広域連合納付金等について、それぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第48号平成27年度南三陸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

こちらにも補正予算書の説明書96ページ、97ページをお開き願います。

歳入歳出の説明書でご説明をさせていただきます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,074万4,000円を減額し、総額を1億3,495万6,000円とするものでございます。

昨年との同期と比較すると、500万円の減額、率で3.6%のマイナスとなります。

内容でございますが、98ページ、99ページをお開きください。

歳入においては被保険者数確定などによる保険料の減額、それから歳出の100ページでございますが、歳入同様、被保険者数の確定による広域連合に納付すべき納付金の減額、こちらにも歳入に応じて減額となりますが、これらが主な内容となっております。

簡単でございますが、以上、補正内容の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番です。1点お伺いします。

歳出で後期高齢者医療連合会の納付金の分が減額されていますけれども、減額されたということは医療費の給付が少なくなったということで、お医者さんにかかる人が少なかったということだと思えますけれども、それにかわりまして今後前期高齢の人たちが、これから団塊の世代の人たちが前期高齢に入っていくとその前期高齢に入った人たちが今度は後期高齢に入った場合、どのぐらいの推移、後期高齢の給付の率が上がるのか、もし調べているのであれば今後の見通しですけれども、わかっている範囲でお願いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 補正の説明でも申し上げましたが、被保者数に影響されるものと捉えてございます。

この給付の動向でございますが、震災以前と比較しますと、3,000名弱だった被保険者が年々減少しておりまして、平成27年3月では2,568人まで減少しているという状況でございます。ただ、この現象は平成26年度からの比較ですと数名の減ということでございまして、これから高齢化率がもちろん上がっていくという部分もありますので、これから上昇に転じる

のではないかというような推測をしております。ですので、おのずと給付は今後伸びてくるのかなと現段階では考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 給付が伸びていくものと推計しているということなんですけれども、それにつけてもやはり元気老人をつくっていくということが大事ですので、その辺に今後とも力を入れていただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第48号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第49号 平成27年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（星 喜美男君） 日程第4、議案第49号平成27年度南三陸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第49号平成27年度南三陸町介護保険特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、歳入において今年度の交付決定に基づく国庫支出金、支払基金交付金等について、歳出においては決算見込みによる保険給付費、地域支援事業費等についてそれぞれ補正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第49号平成27年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

102ページをごらん願います。

本補正予算につきましては、最終整理予算として決算見込みに基づく増減額を補正計上したものであり、歳入歳出予算の総額から333万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ16億4,138万4,000円とするものであります。

予算総額を前年度同時期と比較いたしますと、額にして約8,800万円の増、率にして5.7%の増となっております。

それでは、歳入歳出事項別明細書を用いて補正内容をご説明申し上げます。

まず歳入については、108ページからをごらんください。

1款介護保険料につきましては、決算見込みによる減額となります。3款国庫支出金、4巻支払基金交付金及び5款の県支出金はそれぞれ今年度の交付確定による減額となります。109ページ、7款繰入金につきましても歳出決算見込みに対する一般会計からの繰入金でございます。このうち4目が新しく設定されてございます低所得者の保険料軽減費繰入金ということで、ここの部分は6月の定例議会において説明申し上げました第1段階の方の軽減ということで国の政策によるものでございます。683人を見込んで246万2,000円ということになりました。続いて、110ページ、9款諸収入でございます。このうち3項雑入第三者納付金につきましては、交通事故に伴います第三者納付金1件分であります。

続いて、歳出について申し上げます。

111ページ、1款総務費は決算見込みによるものでございます。続いて、2款保険給付費1項介護サービス等諸費から114ページまで保険給付費の部分、特定入居者、介護サービス等諸費までは今年度の介護サービス費の決算見込みに基づき補正計上したものであります。保険給付費全体では4,000万円ほどの増額補正となっておりますが、6款予備費を減額し、補填調整してございます。決算額ベースでの前年度との比較では5.7%増と見込んでおりまして、ほぼ第6期計画どおり推移している状況でございます。114ページ、3款地域支援事業費につきましては、全て決算見込みに基づく減額となっております。

以上、簡単ではありますが、議案第49号平成27年度南三陸町介護保険特別会計補正予算（第3号）の細部説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際してはページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。114ページです。

地域支援事業費、介護予防事業費ほとんど減額されていますけれども、この辺は一番力を入れなければならないところなんですけれども、減額ということは計画どおり事業が行われなかったのかどうか。それと……。まずもってお願いします。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 地域支援事業費の減額ということでございますが、まずもって報償費、各講師謝金ということで載せてございますが、当初に計画した事業につきましては全て実施済みでございます。減額の理由は、一部講師の調達ができなかった部分を職員で代行して行ったなどによるものであります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 講師の調達ができなかったということですが、その下のケアマネジメント事業、これらも減額なんですけれども、委託料の介護予防教室70万円、これも減額、この辺はどういったことで。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 金額で申せば当初予算で240万円を計上しておりましたが、実際に170万円で済んだということでありまして、今回70万円減額させていただいております。

それから、講師謝金は先ほど申し上げましたが1項の高齢者介護予防事業費の講師は介護予防教室の講師謝金、2項包括的支援事業費のケアマネジメント事業費については認知症等の講師謝金、任意事業につきましてはケアケースの会議の講師謝金といったことでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） せっかく予算をとって力を入れるべき事業のはずですので、今後はこういうことのないように実践していただきたいと思います。

それから、任意事業の扶助費、介護用品支給事業120万円減額されていますけれども、この辺は実績として何件ぐらい支給されているのか、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） まず、地域支援事業費全体のことでございますが、決して事業をやらなかったとか、やれなかったということではなくて、当初の計画に対して実績として残額が出たということで、当初の見積もりが甘いと言われたらそれまでなんですけれども、

事業を実施しなかった、できなかったという理由ではございませんので、そこはひとつご理解をお願いしたいと思います。

家族介護用品支給事業につきましては、対象者が当初見込んだほどおらなかったということで減額になっております。件数につきましては、決算議会で詳細を説明したいと思います。

今回につきましては、まだ最終見込みということで補正減額計上したところでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 居宅介護サービスの関係ですけれども、どうなんです、十分なサービスといえますか、以前私もこの件に関して話をした経緯がありますのでね、最近の状況、十分な希望されているようなヘルパーさんの派遣ができておるのかどうかですね。その辺のところ、状況をお聞かせいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 昨年末に1つサービス計画のケアプランをつくる事業所ができましたので、現在のところは何とか充足しているといった状況ではございます。

なお、今後においてまた不足するといった心配もございますので、事業所の開設に当たって何らかの支援ということで今も考えているんですけれども、当初予算のほうでも説明はまたさせていただきたいと思いますが、そういった状況で事業所の開設ということに今後も力を入れていきたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第49号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第50号 平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算
(第2号)

○議長（星 喜美男君） 日程第5、議案第50号平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第50号平成27年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、歳入においては使用料及び一般会計繰入金について、歳出においては漁業集落排水事業費について、それぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第50号漁業集落排水事業会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

最初に120ページ、第2表繰越明許費についてご説明いたします。

既に廃止をしております波伝谷処理区の既設管撤去工事にかかわる調査設計委託業務を繰り越しするものでございます。

繰り越しの理由につきましては、国道398号の整備に伴う協議に時間を要していることから繰り越すものでございまして、業務の完了予定は平成28年9月を見込んでございます。

次に124ページをお開き願います。

最初に歳入でございます。1款1項1目排水処理施設使用料でございすけれども、袖浜処理区の使用料となつてございすが、件数については年度内ほぼ同数でございしましたが、使用料が伸びたということで増額補正をいたしてございす。3款1項1目一般会計繰入金ですが、歳出にもかかわりますけれども当初予定しておりました波伝谷処理区の398号に埋設しております既設管撤去を町で実施する予定でございしましたが、県の事業で実施していただいたということで繰入金相当額を減額するものでございす。

次に、125ページの歳出でございす。

1款1項1目漁業集落排水施設管理費15節の工事請負費でございすが、先ほども歳入で申し上げましたが、当初町で既設管の撤去100メートルほど求められておりましたが宮城県と調整の上、県の事業で実施したということで減額をするものでございす。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第50号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第51号 平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算
(第4号)

○議長（星 喜美男君） 日程第6、議案第51号平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第51号平成27年度南三陸町公共下水道事業特別会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、歳入においては分担金、使用料、一般会計繰入金等について、歳出においては下水道総務費及び下水道事業費について、それぞれ補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第51号公共下水道会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

最初に130ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費でございます。

上段につきましては、既に廃止をしてございます志津川処理区の既設管の撤去工事にかかわる調査設計委託を翌年度に繰り越すものでございます。

繰り越しの理由でございますけれども、国道45号の整備計画の協議に時間を要していることが主な理由でございます。完了予定につきましては、平成28年9月を見込んでおります。

下段の特環公共下水施設災害復旧事業につきましては、伊里前処理区の災害復旧にかかわる新設の布設工事に関係する事業でございます。工事の箇所は伊里前小学校の登校坂からBRT歌津駅までの路線のほか、新設が予定されております国道45号に接続する町道峰畑線などの路線について予定しておりますが、布設箇所の工事がいまだ本格的に始まっていないということで繰り越すものでございます。

次に134ページ、歳入でございます。

2款1項1目下水道使用料につきましては、年度内で件数は若干ふえてはきておりますが、食堂、水産加工工場新設に伴いまして、使用料が増加したことから補正で追加をするものでございます。5款1項1目一般会計繰入金でございますが、歳出にもかかわるものでございますが、当初予定しておりました志津川処理区内の既設管の撤去を県の廻館地区の圃場整備事業で実施することになり、設計範囲が狭まったということで繰入金を減額するものでございます。

次に、135ページになります。歳出でございます。

1款につきましては、最終整理予算としての事務的経費を補正するものでございます。2款1項2目公共下水道施設管理費でございますが、先ほど申し上げましたとおり、設計範囲のボリュームが減少したことに伴い委託料を減額対応するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

ページ数というよりもこの下水道、伊里前中学校上と耕沢が下水に入るわけですがけれども、平成28年度から運用開始となると思うんですけれども、下水道になる地区はそのほかに今後の見通しとしてあるのかなのか。

それともう1点は、納付書については水道と下水は別々に2通りで出るのかどうか。その辺をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） まず、1点目の今後の伊里前処理区の拡張という意味でしょうか。そういう意味に聞こえますのでそれについて回答いたしますが、現在工事を進めておりますのは、先ほど追加になる中学校上団地、柘沢団地のほか、従来の処理区の布設がえという形で災害復旧事業をやっております。今回の災害復旧事業にあわせて拡張いたしていますのは、伊里前の中学校上団地と柘沢団地だけということで、今後については周辺の土地利用がどのように変わっていくかを見込みつつ、災害復旧という形ではなくて本来の下水道事業として対応すべきかどうかというのを検討しなければならないと思っております。

次に、2点目の納付書の関係なんですが、下水道料金は水道のほうにメーター検診等の業務を委託してございまして、同一の検針票、同一の納付書での発行となっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの説明ですと、新しく防集団地のみだという話ですけれども、今後の見通しでは町営住宅などもありますけれども、峰畑、伊里前、高台地区にそれもつなげていく予定があるのか、お願いします。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 従来の伊里前処理区の図面というのがなかなか出ていないということで、情報提供の憶測もあるんですが、既に伊里前地区の公営住宅、柘沢住宅も含めてなんですが、全て下水の処理区に入っておりますので、改めて接続するという必要はございません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第52号 平成27年度南三陸町水道事業会計補正予算（第5号）

○議長（星 喜美男君） 日程第7、議案第52号平成27年度南三陸町水道事業会計補正予算（第5号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第52号平成27年度南三陸町水道事業会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、収益的支出において営業外費用のうち消費税及び地方消費税について補正するものであります。

細部につきましては上下水道事業所長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第52号水道会計補正予算の細部説明をさせていただきます。

140ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、収益的支出予算におきまして本年度の決算見込みが立ったということで、建設改良費等の増大に伴い消費税の増加部分を増額補正するものでございます。

簡単ですが、以上で細部説明とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 上下水道事業所長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 5 3 号 平成 2 7 年度南三陸町病院事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（星 喜美男君） 日程第 8、議案第 53 号平成 27 年度南三陸町病院事業会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第 53 号平成 27 年度南三陸町病院事業会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。

本案は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の事業費確定に伴う整理を行うものであります。

細部につきましては病院事務長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○公立志津川病院事務長（佐々木三郎君） それでは、議案第 53 号平成 27 年度南三陸町病院事業会計補正予算（第 3 号）の細部説明をさせていただきます。

今回の補正予算は平成 27 年度の整理予算となっております。

初めに、143 ページをお開き願いたいと思います。

債務負担行為の変更につきまして、事項の医師官舎建設工事だけだったものに追加いたしまして、外構工事を追加いたしまして、期間を平成 27 年度から 28 年度、県の額を 2 億 2,400 万と改めるものでございます。

次に、補正予算書 148 ページをお開き願います。

(1) の収益的収入及び支出の収入におきまして、1 款 2 項 6 目その他医業外収益の寄附金につきまして 5 億 3,000 万円ほどの減額補正です。5,300 万ほどの減額です。

当初医療機器移設、情報システムの移設を見込んでおりましたが、医療機器移転のための引越し費用が減額されたことから減額分を 4 条に組み替えを行い、医療機器の設置に充当するものでございます。

次に、149ページ、(2) 資本的収入及び支出の収入につきまして、1款2項1目県補助金2億2,300万円ほどの減額です。医師官舎建設工事に係る事業費の減によるものでございます。

1款3項1目寄附金につきましては、先ほど申し上げましたとおり、3条予算から4条予算への組み替えとなっております。

150ページをお開き願います。支出でございます。

1款1項1目移設整備費、工事請負費、2億3,100万円ほど、委託料1,200万円ほどを減額するものです。官舎の建設が平成28年度に実施されることから必要な措置を講ずるものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長(星 喜美男君) 病院事務長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入支出一括で行います。

なお、質疑に際しては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは質疑に入ります。3番及川幸子君。

○3番(及川幸子君) 3番です。

先ほど寄附金の5,300万円ほどの組み替えがありましたけれども、これはどこからの寄附を充てたものかお願いします。

○議長(星 喜美男君) 病院事務長。

○公立志津川病院事務長(佐々木三郎君) これは台湾赤十字からの寄附を充当してございます。一般的に医療再生補助金を活用すべきものとその費用には認められない引越しの費用等をここで計上させていただいたということでございます。

○議長(星 喜美男君) 及川幸子君。

○3番(及川幸子君) それでは台湾からの寄附金がこれによって全て今回で使われたということなんでしょうか。今後も出てくる可能性としてはあるんでしょうか。

○議長(星 喜美男君) 病院事務長。

○公立志津川病院事務長(佐々木三郎君) 台湾からは22億2,000万円頂戴しておりまして、病院の分が16億円ということで今回平成27年で使い切ったということでございます。

○議長(星 喜美男君) ほかにございますか。(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第16号 南三陸町情報公開条例等の一部を改正する条例制定について

日程第10 議案第17号 南三陸町行政不服審査関係手数料条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第9、議案第16号南三陸町情報公開条例等の一部を改正する条例制定について、日程第10、議案第17号南三陸町行政不服審査関係手数料条例制定について。

お諮りいたします。以上本2案は、関連がありますので一括議題としたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第16号南三陸町情報公開条例等の一部を改正する条例制定について及び議案第17号南三陸町行政不服審査関係手数料条例制定についてご説明申し上げます。

本2案は、行政不服審査法の全部改正等により行政不服審査制度の全面的な見直しが図られたことに伴い、関係条例の一部を改正するとともに行政不服審査に係る手数料の取り扱いについて新たに条例を制定するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案第16号及び議案第17号の細部説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお開き願いたいと思います。

これはまず議案第16号の南三陸町情報公開条例等の一部を改正ということでございますが、町長が提案理由で申し上げましたとおり、行政不服審査法の改正によりましていわゆる行政不服審査制度の全面的な見直しが行われました。具体的には行政処分に対する不服申し立ての手續に関して不服申し立ての種類が審査請求に一元化され、また、請求期間が60日から3カ月に延長されるといった改正がなされております。したがって、大もととなる法律が改正されましたので今回議案書の2ページから7ページまで改正文に記載してございますが、南三陸町情報公開条例のほか関係する6つの条例を一括で改正する手續としておりますが、いずれも法改正に沿った用語の整理とともに不服申し立ての手續に関する規定を盛り込んだ内容となっております。

なお、本件に関しましては既に議員ご承知のとおり、さきの12月定例会において附属機関として行政不服審査会の設置について宮城県に委託する旨の規約の決定について、議決をいただいております。

なお、平成17年南三陸町誕生後町に対しまして不服申し立てがなされた事実はございません。

詳細につきましては、議案関係参考資料の2ページから17ページまでをご参照いただければと思います。

次に、議案書の9ページをごらんください。

南三陸町の行政不服審査関係手数料条例の制定ということで、前議案と関係して行政不服審査法の施行に伴い新たな手数料条例の制定をお諮りするものです。

手数料の徴収の対象となる交付につきましては、第3条に法第38条第1項の規定による交付とあります。具体的には、不服申し立ての信任手續の過程において審理員となるべく職員等が集めたいわゆる弁明書に添付された証拠書類、それと行政処分の理由となる事実をあらわした書類などを指してございます。いわゆるこれらの書類をコピーして交付する際、10ページの別表に記載のとおり、白黒コピーの際には1枚につき10円、カラーコピーの場合は1枚につき20円の手数料を徴することになります。別表の第2項については、対象となる書類をUSBメモリーなどのいわゆる電磁記憶媒体にコピーして交付する際には、通常コピーしたとされる場合に応じて、枚数に応じて1枚につき10円を徴する規定となっております。

なお、手数料の額については、行政不服審査法の施行令第12条に規定する手数料の額と同額としてございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括で行います。

3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

1点目は、16号の情報公開条例の一部改正ですけれども、これは本文が変わればおのずと変わってくるのはわかりますけれども、さてこれ当町にとって情報公開条例を申し出された方があるのか、また先ほど次の不服申し立てはないということなんですけれども、どちらも用紙1枚につき白黒で10円となっていますけれども、この用紙はA4を基準にしているものなのか、先ほどちょっと聞いたんですけれども、紙ベースであれば黒で消されてくるんですけれども、媒体でくるとそのところ開示申請した人がないということなんですけれども、もし仮にあったと、これからあろうとするのであればこの辺はどういうふうになっていくのかお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 情報公開はどなたでもできる制度でございますので、毎年ございます。

平成27年度は件数今把握してございませんけれども、平成26年度は9件ございました。

書類につきましては、備考欄にあるんですけれども、日本工業規格A列3番以内としてございますので、基本はA4判という形になってございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 平成26年度は9件ということですが、大体何枚ぐらい、とる人の必要性なんですけれども、1枚10円とすると、わかっている範囲でいいんですけれども、何枚ぐらいで情報公開の場合何枚ぐらいざっととられるのか、何円ぐらい、10円掛けるになりますけれども、幾らぐらいになっていますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 基本行政不服審査法の関係手数料条例と情報公開の手数料は全く別

で、情報公開の場合は手数料じゃなくて実費相当ということで白黒であっても10円なんですけれども、カラーは30円情報公開ではいただいています、枚数もまちまちでございます。

ことはたしか防災庁舎の保存のあり方の関係でその住民のアンケート等の取りまとめた部分を全部いただきたいということで、200枚ぐらいたしかコピーしてさしあげたこともございますので、当然それで2,000円とか、3,000円とかという経費を実費ということで頂戴した経緯がございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 実費ということは、雑入に入るわけですよね。こちらの不服審査手数料のほうは手数料条例にあるからこれは納付書で納めるような形になると思うんですけれども、こちらはカラーで20円なんですけれどもさっきのは30円ということで、その10円の違いというのはどういったことでその違いが出たんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今回新規で制定する部分については、国の政令に基づいてそれと同額にしているということでカラーは20円なんですけれども、実際情報公開条例で実費で徴収している部分については、カラーは1枚当たりカウンター的に言っても30円相当ということでございますので、その10円の差額がございますので、実費の負担でいただく情報公開でいただく部分については、見直しをかける必要があろうかなと考えてございます。

また、実費でいただいた金額につきましては、当然雑入の収入になりますし、仮に行政不服審査が行われまして、それでコピーで書類の写しを差し上げた場合は手数料の歳入ということで新たに予算科目を設定して収入することになろうかと思えます。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに、議案第16号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第17号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第18号 南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例及び南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第11、議案第18号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例及び南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第18号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例及び南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、現在町民税務課及び歌津総合支所窓口で交付しております各種証明書を個人番号カードを利用しコンビニエンスストアにおいても発行することしたいため南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例及び南三陸町手数料徴収条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、証明書発行担当課ということで、私のほうから議案第18号南三陸町印鑑の登録及び証明に関する条例及び南三陸町手数料徴収条例の一部を改正する条例制定についてを説明させていただきます。

提案理由のとおり、個人番号カードを利用し各種証明書をコンビニエンスストアにおいても発行することができるようにするための改正ということでございます。

改正文につきましては、12ページになります。

表題のとおり、2つの条例の一部を改正するもので、1条、2条立てで構成されてございます。

議案参考資料の18ページをお開きいただきたいと思います。

こちらは改正案の第16条に個人番号カードを利用して印鑑登録証明書の交付を受ける場合の規定を新たに追加させていただいたということでございます。

続いて、19ページをお開きください。

別表におきまして、各種証明書の交付を受ける場合の手数料にコンビニエンスストアで交付を受ける際の手数料の額を追加したものでございます。

通常窓口交付につきましては200円、コンビニエンスストアでの交付に当たっては150円という設定を新たにさせていただいたという内容でございます。

この住民票等の各種証明書のコンビニ交付につきましては、現在でも一部の自治体で住民基本台帳カードによるコンビニ交付が行われております。しかしながら、省略すると住基カードですが、住基カードの普及率が低かったり、住基カードに別途利用者登録が必要だったり、独自利用条例の整備が必要、このような理由から平成27年2月現在で97団体の実施にとどまっているという状況でございます。利便性が高いサービスではあるんですが、制度的な制約から広く普及していない状況になっているということでございます。このような中、今般行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行されたということで、これを契機に国の導入の趣旨にもものをもってこの個人番号カードを利用したコンビニ交付を活用して住民の利便性の向上を図りたいということでございます。ひいては、行政改革の推進を図るというものでございます。

現時点での導入の作業としましては、ことし6月の運用開始を目指して現在担当課と準備を進めているという状況でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 小野寺です。

これはいわゆるマイナンバーカードを使うと安くなるということのようですけれども、50円安くなるという根拠は何なんでしょうか。カードの普及を図るのが目的だと思うんですが、その根拠と、今マイナンバーカードを取得している方がどの程度いらっしゃるかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 2点ほどご質問がございました。まさに1点目につきましては

議員ご指摘のとおり、個人情報管理しながら社会保障、税制度の効率性、透明性を高めて国民にとって利便性の高い社会を実現する基盤整備だという国の趣旨からそれらに基づいてカードの普及を図るための一つの方策と捉えてございます。

それから、現在の個人番号カードの申請発行状況でございますが、2月末現在で町内での申請件数は753件でございます。それに対しまして、うちで業務委託をして発行業務を行っているJ-LIS地方公共団体システム機構でございますが、そちらから発行された枚数が497枚となっております。現在連日窓口で交付をしている状況でございますが、現在100枚を超える発行枚数となっているという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） カード制度についてはいろいろ議論もあるところですけども、この数字というのは全体の発行予想される数字から見てどのぐらいになっているんですか。パーセンテージで。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 個人番号カードに先立ちまして、通知カードが毎戸に送付されているんでございますが、その通数が4,700ということございまして、それとの率の計算ですと16%ほどの申請数ということになります。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） まだ始まったばかりで制度をよく理解していない方もいらっしゃるし、カードを取りに来るのも大変な方もいらっしゃるようですけれども、徐々にふえてはいるようですけれども、以前にも聞きましたけれどもやはりカードはなくても料金は少し高くなるとか自分でいろいろ書かなくちゃいけないとかありますけれども、カードがなくても行政サービスが受けられないということはないことをもう一回確認したいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） ご指摘のとおりでサービスが受けられないということにはなりません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 1点ほど伺いますけれども、窓口であれば200円の手数料をとってコンビニだと150円、50円安いわけですけども、このほかに町としてはコンビニさんに手数料として幾ら払っているのか。それからこのシステムをコンビニさんにつないでいくためには設備としてお金がかかると思うんですよね。それらは国の助成があるのかどうなのか、そ

の辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 経費でございますけれども、まずもってシステムの改修が必要だということがございまして、昨年12月の補正予算で債務負担行為を設定させていただいてございます。導入等につきましては、イニシャルコストとして2,100万円ほどかかるんですが、これにつきましては交付税の措置があるというようなことでございます。実際にコンビニエンスストアに支払うコスト費用はいろいろな計算方法があるので正確な数字ではございませんが、160円ぐらいということになるかと思っております。

それからシステムの構築につきましては、今言ったようにまずもって庁舎のシステムを改修するということと、専用回線で全国のコンビニ4万4,000店舗で現在交付が受けられるということになります。それはそういった専用回線をつなぐだけで現在も他の自治体でも導入されているということで、そういったシステムの構築はもうできているという状況になってございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 2,100万円かかったのを全額交付税で見込まれるんですか、これは。

それから、今161円ですか。150円町民が窓口で払って町ではコンビニに手数料として1件幾らかかるんですかと言うんですけど、160円かかるんですか。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 済みません。説明が足りませんでした。

システムにつきましては、2分の1交付税で措置されるということでございます。

それからランニングコスト、こういった導入に係るその他の経費につきましても3年間特別交付税で交付措置2分の1になりますけれども、措置されるというような仕組みになってございます。

交付手数料につきましては、いろいろな経費を加えた金額がその程度ということでございまして実質1通当たり123円の経費ということでございますので、そういう取り決めに現在のところなっているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 150円の手数料を払ってもらうのに123円のコンビニに支払っていることの解釈でよろしいですか。（「はい」の声あり）はい。

○議長（星 喜美男君） ほかに。5番村岡賢一君。

○5番(村岡賢一君) このコンビニでの支払いということで、この業務がコンビニに委託されることによって役場の税務課での仕事の割合といいますか、仕事量というのはどういうふうな。何といいますか。

○議長(星 喜美男君) 町民税務課長。

○町民税務課長(佐藤和則君) 先ほども説明で申し上げましたが、行政改革を進めるものだという部分もございまして、現在毎週日曜日に日曜開庁ということで窓口を開放してこのような諸証明の発行業務を行っているわけですが、これらが今後コンビニ交付を導入することによってある程度時間を短縮したり閉庁日のある程度限定した形で開放することによって人件費の削減等図られるのではないかとということで現在考えているところでございます。

○議長(星 喜美男君) 村岡賢一君。

○5番(村岡賢一君) いろんな税金面で支払いでもほとんどコンビニを利用して支払いがなされているようでございますので、一つ心配なのはみんなインターネットを通じてものを支払ったりしているという社会なんですけれども、役場の中でそれだけ仕事量が減っていくということはまた人員の削減とか将来を見据えたものがあるのかどうか。その辺の何でもかんでもコンビニに頼んで、そういうところに頼んで業務を分散していくということは職員の数も減っていくんじゃないかと。一般的にはそういうふうに見られるかと思うんですが、そのあたりのお考えはどうなんでしょうか。

○議長(星 喜美男君) 企画課長。

○企画課長(阿部俊光君) 議員おっしゃるとおり、そういったところも今回システムを導入するという狙いの中にはございます。一番は町民の利便性を高めるということが第1点。それからカードの普及率を促進すると、そして行政改革というところで、行政改革というのは広い意味で職員の数も減りますということでそういった考え方もございます。

今全体の窓口の諸証明の発行件数が2万4,000件ぐらいあるんだそうですが、カードの申請数が十五、六パーセントということからすれば新しい制度を導入して10%ぐらいの方々がコンビニで住民票などをおとりいただければなというような考え方は持っております。

○議長(星 喜美男君) 村岡賢一君。

○5番(村岡賢一君) わかりました。そういうことで今回はそういう事業を導入したということはあっても今の段階で職員の削減等は値しないということで理解してよろしいのかどうか。それだけお聞きしたいと思います。

○議長(星 喜美男君) 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 当分の間はこういう復興業務がございますので、今々ということではございませんが、いずれ復興事業が収束をしてまいりますと公共施設の維持管理等も含めて相当の財源がかかってくるという時代に入りますので、そういったことも見据えるということだと思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 8番です。

そうしますと、印鑑登録証明書それから住民票、この2種類についてコンビニで発行してもらおうということでもいいんですね。まずもって。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 大変失礼しました。基本的なところを説明せず、大変申しわけありませんでした。

交付の対象と想定しているのは、住民票、印鑑証明書、納税証明書、所得証明書、課税証明書、非課税証明書、これらの証明書を発行できるようにシステムを構築しているということでございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 6月から運用開始ということで、随分いろんな種類のものがそういう簡易に発行してもらえるということになります。それで、マイナンバーですけれども、ほとんど私も含めてですけれども、まだカードを取得していないという方が多いわけですよ。ほとんどね。したがって、特に我が町高齢化が進んでおりますので、こういうふうになりますよというふうな情報開示、お知らせ、そういうものを町民に対して丁寧にやっていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかに。1番後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 1点、繰り返しになるかもしれませんが、個人番号カードの使用普及が目的で手数料が150円になるというところの因果関係とかですね、手数料150円にするという理由にカードの普及が目的であるということは直結しないと思うんですよ。あくまで個人番号カードが導入されるのは、事務手続の簡略化だったりということなので、実際に証明書の発行に係る費用が抑えられて初めて手数料は安くなるのではないかと思うんですけれども、カードを広く使ってほしいのでみんなに利用してもらうためには利用料を安くしたほうがみんなは使うだろうというのは、手段と目的が逆といいますか、腑に落ちない点があります。もっと言うと、確認として窓口でも役場に直接来てカードを使って発行する場合に

は150円だということでもいいのかどうかですね。まずそこを確認します。コンビニだけ150円で、役場庁舎ではカードを使おうが使うまいが200円だということなのかどうかははっきりしないので、そこをまず確認したいということと、であるならばカードの有無にかかわらず安くしたほうがいいんじゃないかと思うんですね。カードを使うときだけ安くなりますよというところに根拠はない。その実際にかかる費用よりも安くするということは、そこに補填しなければいけないわけですね。実際200円かかるのが普通なのに、安くなるということはそこに何らかの経済的な合理性がないといけないと思うんですけれども、それがさっぱり見えてこないの、逆にシステムの構築であるとか、インシャルコストがかかる、ランニングコストがかかると言っているのに利用料としては安くなると、それは国の財源なんですかという国は半分しか補助しないという話であると、どこに議論が帰結すればいいのかわかりませんので、もう少し詳しく説明していただきたいんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 一口に言えば正当論なんだろうなと思いますけれども、まず150円という部分で誤解をしていただきたくないのですが、普及させるのが主たる目的ではございません。目的は先ほど申し上げましたように、3つございます。そのうちの一つがマイナンバーカードを普及させる、要は住基カードがなかなか使い勝手がよくなかったという反省もあって今国が必死になってこれをつくったと、それで何も役場の窓口の住民票とか印鑑証明だけでなくマイナンバーを持つことによってさまざまなリスクはあるかもしれませんが、行政サービス、行政だけではなくさまざまなサービスを受けるのにカードを提示するだけで便利な手続ができるということにもなりますので、大枠でいえば町民の利便性を高めるということをもくろんでいるというところでございます。

それから150円の経済性の部分でございますけれども、先ほど申し上げましたように利用者にはコンビニで150円をお支払いいただきますが、そこからコンビニさんのほうでは123円の手数料をいただきますと、差引27円を毎月になるのか毎週になるのかわかりませんが、役場のほうに発行手数料ということで多分送金になるんだろうと思っています。だったら最初から200円じゃなくて150円という部分は単に経済性だけに着目をすればそうなのかわかりませんが、広くいえばサービスの拡大と行政改革を必ずしなければならない時代が来るのでそれに備えるというようところがまず一番ということですので、カードを持っている人にも若干インセンティブ的なものがあるのもいいのではないかとこのところからの150円ということに設定をさせていただいたものでございます。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 窓口でカードを利用できるかという部分でございますが、窓口でのカードの利用の想定はしてございません。カードを利用した専用発行機等の導入をすれば窓口で手続をしないで発行できるという部分もございますが、現時点ではコンビニでの交付を想定してございますので、窓口での職員が対応しての発行については200円ということで、カードを提示しても150円という考え方ではございません。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 予想どおりといいますか、根拠になっていないと思うんですけどという質問なんですけれども、いただいた説明も根拠になっていないです。

先ほど一つ確認したことからなんですけれども、窓口で役場の職員の方々と顔を合わせて証明書をくださいと、印鑑証明あるんですと、例えば今度何か車を買うんですとか、何で必要なんですかと、いやこういう事情があつてね。何ていう会話をするほうが200円かかって、機械にカードを通して紙っぺらが出てくるといほうが150円だと、みんなそっちのほうが安く便利ですからそちらに移行していただきたいというのはイメージとしては大分冷たい感じがするとか、いかがなものかという意見があつて当然かなと思います。それも一つの意見として聞いていただければいいのかなと思うんですけども。カードの普及が目的ではないというお話でしたけれども、カードの普及が目的だとおっしゃいましたよね。どこに目的があるのかやっぱりわからないんですね。行政改革なんだということであれば料金を安くすることではない行政改革のやり方というのがあると思うんですね。利用者の負担が減るといことは、一方でそれを利用しない人は税金を払っている方で特に証明書とか必要としない人が払っている税金からそこに対しての使用料とか手数料とかシステムの改修費が出ていくわけですから、逆に言うと不公平になってしまうのではないかと。それであれば、機械だけ安くするのでなくて、200円のままでただ役場まで行かずに自分の近くのコンビニエンスストアで発行が受けられるということは十分便利なことだと思いますから、それだけでカードの普及の要件は満たすのかなと思います。相変わらず200円が150円になるという根拠は示されないということに関しては、ちょっともう一度繰り返しになりますが質問させていただきたいと思います。そもそもが金額を論ずるべきなのかどうかというところがわからないことでもあるんですよ。要は、システムは6月から運営したいということですから、ここで例えば議案が否決されて200円のほうがいいねと、もしくはもっと安くしろと100円でもいいんじゃないかと、その分町で補助すればいいんじゃないかということになった場合にシステムの改修が

追いつくのか現実的にということにも疑問を抱かざるを得ないんですね。そうなるこの議案提出そのものが国でこういう制度が決まったので我々はとりあえず左から右に流しましたというふうな議案の提出の仕方なのかと疑ってしまう部分もあるんですけども、その考え方というのはどのようになっているんでしょう。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 新しい制度を入れるという部分では、現行の窓口手数料と同額という形で普及促進を図るといのはなかなか理解が得られないところからの150円というところで、何か積算書があるのか、見積もりがあるのかということではございません。これはあくまでも政策として150円という線が妥当だろうと、これで進めましょうということでございます。

それから、コンビニで諸証明を発行するという人、それから役場で直接お受け取りになる方、これは使う方々のご判断だろうと思います。パスポートを申請するのに何と何がいるんだろうと、そういうときにやはり職員から生の声を聞いた方が安心だという人は役場で受け取ればいいし、いつも印鑑証明をとって使いなれている人、銀行にローンを申し込むときには必ず印鑑証明がいるからこれがあれば大丈夫だという人はそういう使い方をすればいいと思うんですよ。ですからそこは全て無理無理マイナンバーカードをとっていただいでご利用くださいということではなくて、使う方々のご判断にお任せをするということだと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 議論がどうどう巡りなんですけれども、150円が妥当という判断が総合的に勘案されてこの金額になったんだということなんだろうけれども、カードが広く利用されることがひいては行政改革につながっていくので、インセンティブとおっしゃっていただけけれども、まず制度の入り口としては皆さんが利用しやすいように金額を安く設定することが効果的であろうということなんだろうと思うんですね。効果的なのはわかりますよ。だけどそれを理由にしているんですかという、そこをどうやって説明するんですかという話なんですけれども、なかなかそこはいただけないようなので、わかりました。先ほど宙ぶらりんになってしまいましたけれども、窓口でそういう証明書発行する場合はカードを持っていても持っていなくても金額的には変わらないというのは片手落ちなのかなと思いますので、そこをもし変えられる、検討していく必要があるのではないかと思いますけれども、コンビニでの発行と同じように役場の窓口、もしくは総合支所窓口でマイナンバーカードを持ってきて、それによって証明書を発行していただくという場合には150円で発行でき

るようにしていくべきではないかと思いますが、そこについてはいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 今回マイナンバーカードを使って例えば住民票をとるという場合には、コンビニにあるシステムを使うケースに限って対応できるということになりますので、例えば都内の市役所に住民窓口でカードを持って行って担当の職員さんに150円でといてもそれはシステムが構築されていないという、広域交付というのかな、どこでも住民票とかとれる時代だと思うんですけども、一方では200円を払わなければいけない。でもカードを持っていけば150円でとれますというふうになれば後藤議員がおっしゃるようにそれはそうなんだろうなと思いますが、現状制度としてそのようになっていないというところがございまして、窓口をまたいでやりとりした分については当然うちは200円ですけども、よその自治体は幾らになっているのかございませぬけれども、そこには一定程度職員に相談をしたり聞いたりという安心料、人件費等も含まれた中での条例の手数料に沿ってお支払いをいただかなければいけないということになりますので、現状はそういったところでご理解いただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 私の質問、発言をちゃんと聞いてもらえましたか。今後検討するんですかと聞いたんですよ。今のシステム上はすぐに150円にするのは無理です。わかってますよそんなことは。今後検討する必要はないですか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） するかしないかと言われれば、検討しない理由はございませぬので、状況を見ながら検討はすることになると思います。

○議長（星 喜美男君） ほかに。6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

私も何点か、前議員いろいろ聞いたのであれなんですけれども、今回証明書の発行ということなんですけれども、以前も聞いた記憶があるんですが、それ以外の使われ方というかリンクする病院とか福祉とかそういった流れと、あともう1点は、来年平成29年1月からマイナーポータルという制度があるみたいで、それに対する準備等が入るのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 2つほどの質問かと思います。

証明書発行以外のマイナンバーの必要性、利用ということでございますが、先ほども若干触れましたが、社会保障制度や税制度の役場の窓口での申請のときに提示してもらうという場面がまずございます。あとは国の想定といたしましては、今後例えば、これがマイナンバーカードなんですけれどもここにチップがあるんですが、このチップにいろいろな機能を持たせて診察券に使おうとか図書券に使おうとかポイントをつけましようとかというのが総務省でいろいろ議論されているということで、そういった地方自治体の独自利用も可能なようなつくりになっているということでございます。

それから、マイナーポータルでございますが、平成29年の1月ではなくて……。済みません、ちょっとお待ちください。

○議長（星 喜美男君） 課長、ここで昼食のための休憩にしますから、その間に調べてもらって。それでは昼食のための休憩といたしたいと思います。再開は1時10分といたします。

午前11時58分 休憩

午後 1時09分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。今野雄紀君の質疑を続行いたします。答弁、町民税務課長

○町民税務課長（佐藤和則君） マイナーポータルに関するご質問にお答えする前に大変あれだったんですが、3番議員さんからのさきの質問で数値を間違えて伝えた部分がありますので、この場をおかりして訂正させていただきたいと思います。

先ほど申請の率はどの程度なんだということで16%ほどとお答えしていたんですが、大変申しわけありません。世帯ごとに通知した通知数で計算してしまったものですから、実際は1万3,000人の全町民に通知カードを発送したということでございますので、753通割る人口ということで5.5%ということでございました。

ちなみに、現在発行している住民基本台帳カードの発行数が200枚程度ということで、今回の申請数が753ということで3.7倍の申請となっているという状況でございます。

さて、マイナーポータルでございますが、議員さんご指摘のとおり、平成29年1月からの運用開始を目指して国のほうで現在作業を進めているということでございますが、情報連携が地方公共団体同士の連携が始まるのが平成29年の7月からということで、いろいろな情報がそのサイトで見られるのは実際は平成29年の7月ぐらいからになるのかなということを前提に国のほうではイメージとしてわかりやすいのが、ヤフーとかグーグルみたいなインターネ

ットのポータルサイトがございますが、そういった形を総務省でマイナンバーを取得した方々がそのサイトにアクセス、自分の持っているコンピューターからアクセスすることによっていろいろな情報をそこから得ることができるというサイトでございます。

今想定されているサービスの内容としては、事項情報の表示、例えば自治体などが保有するみずからの特定個人情報の閲覧ができる。それから、情報提供等記録表示ということで国や自治体などの間で特定個人情報をやりとりするわけですが、そのやりとりの記録の閲覧ができるということです。それから、自治体などからの予防接種や年金、介護などの各種のお知らせ等を受け取ることができるというこのようないろいろなサービスを想定して今作業を国で進めているということで、自治体で特にマイナーポータルに関して何か準備をするということは今の段階ではないということでございます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） マイナーポータルに関してはまあ大体わかりました。

そこで、先ほど課長の答弁にあったチップの可能性というか、そこについて伺いたいんですけども、今後こういった証明書以外にも先ほど言ったように図書館とか病院等に関連というか利用していく考えというか、そういったことがありましたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） ちょっと政策的な部分もございますし、どの程度普及するのにもよってくるんですが、現在の想定として今議員さんがおっしゃったようなこのチップにそういった例えば病院のカルテではないですけども、患者さんの特定の番号を入れることによって受診券のかわりにするとか、図書カードがわりに使うとか、いろいろな想定がされておるところでございますが、可能性としてはいろいろあるんですが、個人情報の取り扱いだったり頻繁に出し入れすることによって紛失等の危険性がないのかとかいろいろなことがまだ議論されているさなかということでございまして、今後そういったいろいろな可能性は検討されていくのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第19号 南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第12、議案第19号南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第19号南三陸町職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び南三陸町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、学校教育法等の一部を改正する法律により現行の小・中学校に加え小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案第19号の細部説明をさせていただきます。

議案書の14ページをごらんください。

改正条例につきましては、ごらんのとおり2条立てとなっております。職員の勤務時間、休暇等に関する条例、それと放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、この一部改正をお諮りするものでございます。

改正内容につきましては、議案関係参考資料を用いてご説明いたします。議案関係参考資料の21ページをあわせてごらんください。

今回第8条の2、第2号の規定の中で小学校の後に義務教育学校の前期課程、または特別支援学校の小学部を追加しております。その根拠として町長提案説明で申しましたとおり、学校教育法の改正によりまして、いわゆる小・中連携校とは別に9年間の義務教育を一貫して行う義務教育学校が新たな学校の種類として指定されたことに伴いまして、関係する町の条例の整合性を保つために本条例を改正するものになります。

また、現行条例は小学校のみの位置づけでありましたので、当然に特別支援学校の小学部も包含されている形で条例として整理しておりました。今回新たな9年制の学校が登場したことによりまして、より条例上の学校の位置づけを明確にするために特別支援学校の小学部という規定も新たに追加しております。

次に、議案関係参考資料の22ページをお開きください。

改正条例第2条関係として、放課後児童クラブに関する条例でございます。

第10条第3項第4号の改正内容は職員の勤務時間、休暇等に関する条例と同様でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

4番小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 小野寺です。

今説明ありましたように小学校、中学校、そして並行指定というんですか義務教育学校というものが設けられるということですが、この制度の概要と導入の目的、多分いろいろ細かい要件があると思うんですけれども、内容をお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 教育総務課長。

○教育総務課長（佐藤修一君） 義務教育学校につきましては、昨年の6月24日に改正の学校教育法が公布されまして本年4月1日から施行されるわけでございますけれども、今回の新たな学校種の設置につきましては、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため現行の小・中学校に加えて小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校種として新たに規定がされたところでございます。

その内容につきましては、9年間の修業年限とされておりまして、小学校、中学校の学習指導要領を準用するというふうになっております。その上で前期を6年、後期を3年という区分をして教育活動が行えるものであります。

なお、教員につきましては、小学校と中学校の免許状を両方を有していることを原則とするということになっております。

また、施設の設置につきましては、施設の一体型の義務教育学校、そのほかに施設分離型の義務教育学校といずれも設置が可能であるとされております。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4月から適用ということですがけれども、今この地域、南三陸町でいわゆる小・中一貫校を発展させたような形の義務教育学校というものが必要なのかどうかと、あるいは予定があるのか、その前に目的のところにあると思うんですがけれども、この学校制度を導入することでどういう効果が生まれるのかお伺いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） まず1つ目のご質問なんでございますけれども、南三陸町においてこの義務教育学校が必要であるかどうかということなんですけれども、いわゆる小学校と中学校の連携教育というのは現在小学校、中学校別であっても行われております。一貫教育として1つの学校にするということは現在の段階では私の個人的な考えとしては必要ないのではないかと考えております。小学校と中学校が存在していても小学校と中学校が行事並びに学習内容で一部連携して取り組むことが可能であるということです。

それから、義務教育学校の利点、問題点等さまざまありますけれども、利点については特に小・中一貫教育の推進の発端となることは、中1ギャップという不登校の子供がたくさんふえたということでこういう形の学校も認めようじゃないかということで生まれたのだと聞いております。

○議長（星 喜美男君） 効果はいいの。佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 既存の小学校と中学校のカリキュラムが1個になりますから、9年間を見通した教育が可能になってくるということが効果の一つではないかと考えております。

○議長（星 喜美男君） 実施の予定。佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 当町では実施の予定は現在の段階ではございません。

○議長（星 喜美男君） 小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） いろいろこれまで実験的に小・中一貫校がやられていて、その中で今おっしゃいました中1ギャップと答えがありましたけれども、この中1ギャップに対する考え、精査というのが十分に行われていなくて、それが果たして小・中が分かれているためなのかというのは議論があると言われております。

それから、今後教育委員会に各自治体の首長が入る教育総合会議というのがありますので、教育委員会に首長が入って首長の考えにもよると思うんですがけれども、学校の例えば統廃合

が簡単に行われるようになってしまうのではないかというような懸念もされておりますけれども、その辺はどうでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 議員おっしゃる内容の中にこの義務教育学校の設置に当たっての課題の一つとしていわゆる統廃合の問題があるということは事実でございます。

それから、小・中一貫教育を推進する上でいわゆる義務教育学校の一つの効果として中1ギャップの話がありましたけれども、小学校6年生が中学校1年生に上がって中学校の生活を初めてやる際に非常に進学に不安を覚えているという、これはアンケート結果にもこれが一番大きいということが出ておりますので、やはり小学生が不安なく中学校へ上がれるということでこの義務教育学校はそれなりの意味があるのかなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 学校設置者として一言お話をさせていただきますが、これまでも南三陸町内で各小学校、中学校統合を進めてまいりましたが、そのたびにつくづく思うのは地域の皆さんの理解がないと統合というのは進まないということですので、頭ごなしに統合を進めるということとはあり得ないと私は思っております。

○議長（星 喜美男君） ほかに。7番高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 7番です。

前者に関連するんですが、新たな教育方法ということで義務教育学校が出たばかりでいろいろメリット、デメリットあるようではありますが、その中で今も答弁の中にありましたが、そのほかにやはり人として、人間として上の者が下の者を面倒を見るというようなことができるとうたわれている。そういうのがメリットに挙げられているわけでありまして。それで今教育の現場で問題視されているいじめとか先ほど出ました不登校とかそういうものがある程度解消されるのではないかというような見方もあるようですが、その辺の受けとめ方はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 議員おっしゃるとおりだと思います。義務教育学校のメリットというか、義務教育学校というのはもちろん小・中一貫教育ということですから、一貫教育の利点というところではいわゆる下の子供が上級生に面倒を見てもらえるという機会が多くなるということはまさしくそのとおりだと思います。

それから、不登校、いじめ等についての解消。これはこの小・中一貫教育の中では特に重要

視されております。ただ先ほど来申し上げておりますけれども、いわゆる形の上で学校を1つにした小・中一貫教育ということもありますけれども、小学校と中学校が連携をするということも重要だと思っておりますので、当町では小学校と中学校の子供たちが同じ行事を通してそういう連携ということをやっておりますので、それなりにうちの町でもやはりいじめだとか、不登校が起こらないようなそういう活動も行っておるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） 当町においてはいろいろと教育の現場の方々が一生涯懸命尽くしていただいてそう大きな問題も起こらないような状況にあるわけですが、人口減少どうしても避けられない、人口減少がひしひしと迫ってきているわけでございます。少子高齢化、その子供たちが少なくなった場合に何十年か後になろうかと思っておりますが、そういうところを見据えたときに有効な考え方になるんじゃないのかなと思うんですが、その辺あたりはいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） おっしゃるとおりではないかと思っております。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

私も何点か伺いたいと思います。前者の質疑の中で当町では教育長は実施する予定はないということでしたけれども、改めて伺いたいと思います。

私はこういった議会でかつて入谷の中学校が統合になるときにも小・中一貫ではどうだということを持たされたことがありましたけれども、最近では戸倉の中学校が統合するときにも同じようなことを発言していました。

そこで、今回ようやくといいますか、小・中一貫義務教育学校の制度ができましたけれども時既に遅しというわけではないんですが、その当時聞いたときは小・中一貫は統廃合のための目的ではないという、その当時の教育長の答弁だったんですけども、今回お聞きしたいのは統廃合もそうなんですけれども、例えば義務教育学校の最小規模というんですかどういった形で定まっているのか、今僻地のほうですと複式とかいろいろあるのでそういった兼ね合いもあるんでしょうけど何人から大丈夫なのかということなのでそこを1点と、教育長先ほどから小・中の連携ということで答弁いただいていたんですが、実施する予定はないということなんですけれども、する場合に小・中一貫もやっているの、そこの今後義務教育学校と中・高一貫等の兼ね合いというんですか、かわりほどのようになるのか伺いたいと思いま

す。

あと、簡単に小・中一貫というか義務教育学校ですとあれなので、先ほど町長の答弁にあったように地域の皆さんの理解というか考えも、私その当時聞いた時もやはり少ない人数では部活動初め競争する意識が欠けるということでいろいろ答弁ありましたけど、その辺のかかわりを伺いたいと思います。

最後に地域のコミュニティの核としてやはり小学校・中学校必要なので今後何らかの形で人口がふえた場合に戸倉あたりでも小・中の方向に行く可能性があるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） まず1つですけれども、先ほど来申し上げておりますけれども、この義務教育学校というか小・中一貫教育なんでございますけれども、非常に慎重を期さなければならないという点の一つにいわゆる数合わせ的な学校統合を進めるための手段であってはならないということが言われております。したがって、子供たちの数が減ってきて、だから形の上で、じゃ学校統合のためにこの義務教育学校という考え方は私は好ましいのではないかと考えております。

それから、2点目ですけれども、人数の最小の規模はどうかということを質問されましたけれども、これは文科省で示したところでは何にも触れておりません。何人からということとはございません。

それから、3点目ですけれども、中・高一貫教育との還流ということご質問ありました。中学校と高校の一貫教育と同時に小・中・高と連携した取り組みも必要ではないかと思っておりますので、これは今後この町でも考えていきたいなと思っております。

それから、4点目でございますが、コミュニティの再生ということありますけれども、実は中・高一貫教育とは別にコミュニティスクールをつくりなさいということを文科省のほうから言われております。当町でもこのコミュニティスクール、コミュニティスクールというのは地域の学校を地域の人々と一緒になってどのような学校をつくるかということで話し合いながら学校をつくっていくというコミュニティスクールについて今後検討していきたいなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今答弁、数合わせのためではないといろいろありましたけれども、大体わかりました。

そこで、一番私あれしたのは教育長最後に答弁あったコミュニティスクールという考えというか、そこを今後一般質問等する予定だったんですけども、教育長の答弁あったものから、やはり学校、人口というか人数が少なくなって学校だけの閉鎖したという言い方は失礼なんですけれども、そういったところであるよりもやはり地域の方たちがいろいろかかわってすることも大切ということをおもも常々思っていましたので、何らかの形で続けさせていただきたいと思います。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この放課後児童支援員との対比が出ておりますけれども、現在の支援員はいらっしゃるはずですけども、位置づけというのは変わらないのでしょうか。どういふふうにならっていくのか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 条例上の中身でございましたら現在職員で早出、遅番をしている職員がいるのかいないのかという観点のお答えでよろしいですか。条例のつくりがそうになってございますので、一応規則で例えば職員の子供さんが小学校に入っていて学童保育等に預けている場合の職員を対象とします。そういった職員が夕方早くにお子さんを迎えに行かなければいけないといったとき1日の勤務時間は変わらないんですけども、例えば朝早くに30分ぐらい出勤した部分を夕方30分早く帰るとかそういった形で対応するといった内容の条例でございますので、ちなみに現在そういった対象となる職員は1名もおりません。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対し反対討論の発言を許します。小野寺久幸君。

○4番（小野寺久幸君） 4番小野寺です。

小・中一貫校の教育に関しては、国会のほうでもいろいろ議論されているようでして、現行制度のもとでも自治体が先ほど教育長がおっしゃったようにいろんな連携とか行われておりまして、今あえてこの義務教育学校というものを設ける必要があるのかという疑問が出されております。

先行事例に関する教育学的、心理学的な側面からの十分な検証や分析もまだなされていない中で義務教育学校の制度化は時期尚早ではないかと思っておりますので、この条例には反対します。

○議長（星 喜美男君） 次に、賛成討論の発言を許します。菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 11番菅原です。

私は本案に賛成の立場から討論させていただきます。

今反対討論でありましたこれがこの条例で義務教育学校設置とかそんなことでないので、その辺の勘違いを正しておくべきだと私は強く感じるものであります。

そして、また先ほど総務課長から説明ありましたように、職員についてもこういう勤務体系になるということの条例化でございますので、何ら支障がないので本案に私は賛成いたします。

○議長（星 喜美男君） ほかに討論ありますか。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第19号を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（星 喜美男君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第20号 南三陸町投票管理者等に対する報酬及び費用弁償に関する条例及び南三陸町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第13、議案第20号南三陸町投票管理者等に対する報酬及び費用弁償に関する条例及び南三陸町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第20号南三陸町投票管理者等に対する報酬及び費用弁償に関する条例及び南三陸町証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、農業協同組合法等の一部を改正するなどの法律による農業委員会等に関する法律の一部改正により農業委員会の委員の公選制が廃止されたことに伴い、関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定

賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案第20号の細部説明をさせていただきます。

説明は議案関係参考資料を用いて行います。23ページをごらんください。

まず、第1条関係として投票管理者等に対する報酬及び費用弁償に関する条例、これの第2条の定義規定の第1項を削除した改正となっております。備考欄ごらんいただきますと、農業委員会等に関する法律の一部改正等に伴う改正とありますが、議員ご承知のとおり、農業委員会の委員の選出方法がいわゆる公選制から市町村長の選任制に変更されました。つまり、選挙制度が廃止されたので、この基本の対象から除外する手続を行うものですが、あわせて規定内容の見直しを行った結果、町の選挙管理委員会が管理をする選挙または投票が当然に公職選挙法等その他法律に基づいて行うものですから、この項そのものを改めて規定しておく必要がないというふうと考えられることから今回の農委法の一部改正の改正とあわせて廃止削除するものでございます。

次に、議案関係参考資料の24ページをお開きください。

これは第2条関係として証人等の実費弁償に関する条例の一部改正になりますが、第1条関係と同様に農委法の改正に伴いまして本条例で引用している法律の条ずれを改正するものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第20号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第21号 南三陸町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する
条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第14、議案第21号南三陸町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第21号南三陸町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、東京都及び指定都市に滞在する旅行について支給する特別手当の支給要件を明確化するため南三陸町職員等の旅費に関する条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 議案第21号の細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の25ページをごらんください。

今回職員等の旅費に関する条例のいわゆる別表第1の備考の2、この最後にただし書きを加えた改正としております。

右端の説明欄の備考欄の部分には特別手当と日額旅費との支給調整に係る規定の整備とありますけれども、通常職員が東京ないし仙台市を除く政令市に出張していわゆる宿泊した場合には、宿泊費のほかに1日につき2,000円の特別手当が支給されます。一方通常の出張と異なりまして5日以上の間、例えば研修等へ出かけた場合には本条例の第25条に通常の旅費にかえて日額旅費を支給すると規定されておりました、研修期間が15日以内であれば1日につき4,000円を支給することとなっております。例えば東京都内で研修のため5日以上出張する場合には特別手当と日額旅費が重複支給とならないよう当然調整が必要とするわけでございますが、現行条例の規定では特別手当2,000円が優先されることとなるために同様の研修であっても例えば東京都内で研修を受ける場合と富谷にある公務研修所で研修を受ける場合など開催場所によって格差が生じる結果となっております。

したがって、これを是正するために日額旅費と特別手当の調整においては日額旅費を優先することを明確化するようにただし書きを設ける改正を行うものであります。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第21号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第22号 南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定について

○議長（星 喜美男君） 日程第15、議案第22号南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第22号南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、町立伊里前保育所の所在地について変更するとともに被災した保育所施設の災害復旧の完了に伴い、条例規定の整備を行いたいため南三陸町立保育所条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは、議案第22号南三陸町立保育所条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

議案書につきましては、20ページ、21ページの改正文、議案関係参考資料には26ページ、27ページ、28ページの新旧対照表をごらん願いたいと思います。

本案は提案理由にありますとおり、伊里前保育所の移転に当たりまして所在地を変更すること及び条例の内容整備を行うということで大きく2つの一部改正を盛り込んでございます。

まず1つ目の所在地につきましては、議案関係参考資料の28ページをごらん願いたいと思います。

現在の歌津字伊里前206番地から中学校上団地の造成地内の歌津字伊里前325番地に改めるものであります。

2つ目の内容整備につきましては、議案関係参考資料の26ページから27ページかけてでございますが、今回従来の条例が議案関係参考資料26ページからにありますとおり、第1条の設置に関する事項、第2条の名称及び位置、第3条の委任ということの3条立てとなっております。今回はさきの12月議会定例会で議決を得ました認定こども園条例との整合性を図るため第3条の開所時間、第4条に休所日、第5条に入所資格、第6条に入所の手続、第7条に入所の制限等ということで必要であろうと思う事項を新たに条例に規定することとしたものでございます。

なお、施行期日につきましては、平成28年5月31日までの間において規則で定める日としておりますが、実際の業務開始日につきましては、連休明けの5月9日月曜日と予定をしております。

以上、簡単ではございますが細部説明といたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

1 番後藤伸太郎君。

○1 番（後藤伸太郎君） 今回の説明で大きく変更することではないということなんだろうと思うんですけども、今まで条例でうたわれておらずに定員とか休所日、開所時間といったところだと思うんですけども、これは別に規則で定めていたんだろうなというふうに推測するんですけども、その内容と今回提案されているものが同じなのかどうなのか。今回見直しに当たってそこも精査して変更、手を加えたところがあるのかないのかですね。それから、今までの規則どういうものなのか、規則なのか規定なのか附則なのかわかりませんが、そういったもので定義していることと今回条例に定め直すことで例えば保育所ごとのニーズの差異による運営方法の変更とか独自性とかといったものが阻害されないかどうか。そこを所見としてどのようにお持ちなのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 今回条例に新たに規定した内容につきましては、従来規則で規

定した内容と同じものでございます。それで、特段今までの運用とこれからの運用に差がないものと考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 改めて念を押すまでもないことだと思いますけれども、子育て特に保育、そういった小さいお子様を育てていくということは非常にこの町の将来にとって重要なことだろうと思いますので、この条例制定に合わせてそういったことを見直したということであれば大きく内容は変わっていないということですから、引き続きしっかりと運営体制がつかれるように助言なり管理なりしていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

2点ほどお伺いします。

1点目は現在の保育所と今歌津の中学校上団地につくってある新しい保育所との園庭の広さ、若干違うように見受けられるんですけども、その辺は現在の保育所の面積と変わらないのか、そしてまた5月から新しいところに移るという説明でしたけれども、その後の古いほうというか現在の保育所の使われ方どのようにしていくのか、お考えなのかお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 園庭の広さにつきましては、具体の資料手元にはございませんが、施設を思い浮かべますと実際には新しいところは現在の場所よりは園庭は小さめかなとは感じます。

○議長（星 喜美男君） 古い施設の。企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 古い施設につきましては、現段階ではまだはっきりしておりませんが、地域のほうから集会所というわけではないんですけども、そういった利用ができないかというご相談を受けた経緯はありますけれども、まだはっきりどうするということは現時点では決まっておりません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） この新しい保育所を建てるときに現場の声を聞くようにということを以前議会で申し上げたことを記憶しているんですけども、やはり子供たちがのびのびと生活していくには園庭、運動会とか外遊びとか大切なことです。育っていく過程で、そういうことを現場の声を十分吸い上げたものであるのかどうかその辺と、ただいまの答弁、今使っている保育所ですね、これからは古い保育所になるわけですけども、その辺の利用方、地元

の人たちにそういう希望があったということはやはり地域のこれからも子供たちが育ったところですので、地域に使わせてくださいという要望があればどんどんそういうことは地域におろしていったいいのかなと思います。その辺を現場の声を十分に吸い上げたものなのかどうかもう一度ご答弁をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 以前にも3番議員さんから保育所等についての整備について同様の質問をお受けしましたが、十分に現場の声は反映させているという状況で整備を図ったものでございます。

それから、園庭の広さにつきましては、場所の問題もありまして、現在のような広さになってございますが、保育所の裏側にも築山など子供たちが自由に遊べるようなスペースを確保してございますので、その辺は現場の声十分に吸い上げたものと私どもも理解しております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 子育てには欠かせない環境整備なのでその辺は十分承知と思いますけれども、念を入れてまた現場の声、これで新しいものをつくったからよしではなくて常々現場の声を聞きながら子育てに邁進していただきたいと思います。以上、終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第22号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は2時15分といたします。

午後2時00分 休憩

午後2時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 議案第23号 南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定につ

いて

○議長（星 喜美男君） 日程第16、議案第23号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第23号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本案は、志津川地区に整備中の3階公営住宅について町営住宅として追加したいため、南三陸町町営住宅条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第23号南三陸町町営住宅条例の一部を改正する条例制定についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料は29ページから31ページなります。

議案書の23ページをお開き願いたいと思います。

現在志津川市街地におきまして、志津川東、それから西、中央と3つの災害公営住宅が整備されてございます。平成28年度内の完成を目指しておりますことから今回この3つの住宅について条例に追加するものでございます。

なお、これまでの住宅と同様入居開始から3会計年度内に入居された方につきましては、敷金の納入を免除するというものをつけ加えてございます。それが平成31年3月31日というところでございます。

施行日につきましては、記載のとおり規則で定めるというふうに考えてございます。これにつきましては、今後の工事の進捗状況を見て適切な時期を決定したいと考えてございます。

なお、今回の改正によりまして、計画されている全ての災害公営住宅が条例で規定されることとなります。

以上、細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。(「なし」の声あり)

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第23号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第24号 南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

日程第18 議案第25号 南三陸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

○議長(星 喜美男君) 日程第17、議案第24号南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、日程第18、議案第25号南三陸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について。

お諮りいたします。以上本2案は、関連がありますので一括議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(星 喜美男君) ご異議なしと認めます。よって、本2案は一括議題とすることに決定いたしました。

なお、討論、採決は1案ごとに行います。

職員に本2案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま一括上程されました議案第24号南三陸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について、及び議案第25号南三陸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定についてをご説明申し上げます。

本2案は、介護保険法の一部改正並びに地域密着型サービスに係る基準省令及び地域密着型介護予防サービスに係る基準省令の一部改正に伴い、それぞれ関係条例の一部を改正するものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） それでは議案第24号、議案第25号、2つの条例を一括して説明申し上げます。

24号につきましては改正文が25ページから40ページまで16ページ分、それから25号関係につきましては2ページ分ございます。新旧対照表につきましても議案関係参考資料に33ページから73ページまで41ページほどの長文になってございますので、一条一条の関係は省略いたしまして、32ページの参考資料をもとに説明を申し上げたいと思います。

条例の制定の趣旨、経緯ということで2つ目の箱がございしますが、この真ん中辺に平成28年4月1日から地域密着型通所介護の創設が施行されるということで、これまで通所介護事業所いわゆるデイサービスでございますが、これは県での事業所指定がなされておりました。今回省令の改正によりましてある数未満の事業所については市町村の指定ということで、その数が18人未満と予定されているところでございます。

今回条例の改正につきましては、この改正に伴いまして町が指定する施設ということで、新たにその基準なりを条例で定めるものでございます。

今回の改正概要につきましては、下段に1、2、3と大きく3点を記載してございます。一つ一つについてご説明申し上げます。

まず1つ目、地域密着型通所介護事業所の人員、設備及び運営に関する基準等を追加という

こととございます。定員18人以下の施設につきましては、平成28年4月1日以降市町村の認可ということになることから条例を定めるものでございますが、この中身につきましては、従来省令で定めていた内容をそのまま条例として盛り込んだものでございます。具体的に18人以下の事業所、平成28年度から予定があるかと申しますと、平成28年度中において新たな指定ということでは当地域ではないのかなと考えてございます。

なお、19人以上の事業所ということで指定を受けている事業所につきましては、そのまま新たに認可することなくみなしという形で継承されます。

それから2つ目の介護事業所運営会議の開催規定の追加ということでございますが、ここに書いてあります通所介護事業所、認知症対応通所介護事業所等において運営推進会議を6カ月に1回以上開催する規定ということで、年に2回以上は運営推進会議なる会議をなさいたいというような定めでございます。

具体の事業所につきましては、当町において入谷地区のデイサービスセンター、戸倉のデイサービスセンター、この2カ所が該当することになります。

続いて2つ目なんですけど、これまで6カ月に1回以上の運営推進会議の開催が規定されていた小規模型介護事業所等については2カ月に1回に改めるということで、この小規模多機能型介護事業所と申しますのは、いわゆるグループホームでございます。

当町で該当施設はあらと、はまゆり、リアスの丘、それから小規模多機能施設の南三陸ということになります。こちらは年に2回以上の規定がされていたものが新たに2カ月に1回です。年に6回以上行いなさいという規定になってございますので、それを盛り込んだものでございます。

3番目といたしましては、省令の改正に伴います引用条項のずれの修正ということとあります。

24号、25号長文の一部改正ではございますが、具体の中身につきましては今申しあげました3点が網羅されているものでございますので、よろしく願い申し上げます。

以上で詳細説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は一括して行います。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

初めに議案第24号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第24号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより議案第25号の討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第25号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第26号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第19、議案第26号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第26号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年度町道松坂線橋梁かけかえ（橋本橋）工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第26号工事請負契約についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料によりご説明申し上げますので2冊のうちの2の1ページ目をお開き願いたいと思います。

工事名が27年度町道松坂線橋梁かけかえ（橋本橋）工事でございます。

工事場所につきましては、入谷字岩沢地内となっております。

工事概要ですけれども管渠工20メートル、実はここにつきましては木造の橋がかかってございました。今回それが老朽化をして危険だということでかけかえるものでございます。

現場条件によりまして橋梁ではなく、ボックスカルバートにより施工するという事で管渠工となっております。

入札につきましては、1月19日に入札公告いたしまして26日まで参加の申し込みを受け付けしたところ記載の1社が申込みをされてございます。

2月5日に入札を執行したということでございまして、落札額は記載のとおりでございます。

工事期間といたしまして平成28年3月31日までとしておりますけれども、これにつきましては繰り越しを予定してございまして、補正予算の中で繰り越しのご承認をいただいておりますので平成28年12月まで延長したいと考えてございます。

次ページをお開き願いたいと思います。

位置図になってございます。赤い丸の記したところが工事位置でございまして、岩沢の応急仮設住宅から約150メートルほど奥に行ったところになります。

次ページ3ページに大きい図面が載っております。

ごらんのように川に対してかなり斜角といえますか、きつい角度で橋梁が設置されているということでございまして、この角度で橋梁を復旧するのはかなり困難だということがございましてボックスカルバート、それと工期の短縮ということもありましたのでボックスカルバートを今回採用いたしました。

4ページ目、少し大きい図面となっております。

ボックスカルバートの大きさにつきましては、幅が5メートルの高さ3メートルの製品になります。

5ページ目には仮契約書が載っておりますので、確認をお願いしたいと考えてございます。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第27号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第20、議案第27号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第27号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年度町道戸倉線道路改良工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第27号工事請負契約についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の6ページをお開き願いたいと思います。

工事名が平成27年度町道戸倉線道路改良工事でございます。

工事場所につきましては、戸倉字沖田地内となっております。

工事概要は記載のとおり、施行延長219.3メートル、幅員が6.5メートルで舗装と附帯構造物を設置するという内容でございます。

1月19日から26日まで入札参加者を募集いたしました。そして2月5日に入札を執行してございます。入札参加者は記載のとおり株式会社遠藤組、それから株式会社丸正工業の2社でございます。

以下、入札状況については7から13に記載のとおりでございます。

工事期間が本契約締結日の翌日から平成28年3月31日としてございますが、これにつきましてでもさきの補正予算におきまして繰り越しをお認めいただいておりますので、それぞれ延長をしたいと考えております。

7ページ目に位置図がございます。大変見にくい図面となって恐縮でございますけれども、工事位置につきましては、現在工事をしております戸倉団地の工事用道路になります。

次の8ページ、大きい図面がございますのでお開き願いたいと思います。

左側に上から下に走っておりますのが国道398号でございます。これは改良後の計画図でございます。そこから右手に伸びておりますのが、工事用道路として使用している町道部分でございます。

今回計画につきましては、398号から離れてちょうど中学校の裏側に行く道路があるんですけれども、その丁字路から次の丁字路までの間が今回の工事区間となっております。幅員は6.5メートルで側溝、それから舗装、安全施設を設置する内容でございます。

10ページに仮契約書を添付してございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第28号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第21、議案第28号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第28号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年度竹川原橋橋梁災害復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 議案第28号工事請負契約についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料の11ページをお開き願いたいと思います。

工事名が平成27年度竹川原橋橋梁災害復旧工事でございます。

工事場所は、志津川字竹川原地内となっております。

簡単に申しますと、南さんりく斎苑に行く道路にかかる橋でございます。

工事概要は橋長が37.4メートル、幅員が5メートルでございます。

上部工、下部工を一括で施工するものでございます。

1月18日に入札公告をいたしまして、1月26日まで参加を申し込み受け付けてございます。

2月5日に入札を執行したという状況ございまして、入札参加者は記載の1社のJVでございます。

以下、入札状況は6から13に記載のとおりとなっております。

14、工事期間でございますけれども、本契約締結日の翌日から平成30年3月23日ということで、これにつきましては12月議会で債務負担の設定を認めていただいているところでございます。

13ページに位置図がございます。ごらんのように橋そのものは現在の位置にまたそのままかけかえるという状況でございます。ただこれまで橋長が26メートルございましたけれども、2級河川のバック堤の影響がございまして37メートル、約11メートルほど橋長が長くなるということになります。

次が14ページがまた少し大きいような図面ございまして、一番上が橋梁一般図、上流から下流を見たときの図面でございます。下が平面図の拡大ということで大変白黒で見にくくて

大変申しわけございませんが、そういう表示になってございます。この工事に当たりまして現在の橋を解体いたしますので、交通の確保につきましては、現在の位置の上流側に仮橋を設置して交通の確保を図りたいと考えております。

15ページに仮契約書が添付してございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

8 番佐藤宣明君。

○8 番（佐藤宣明君） 質問しないかと思ったんですが、旧我が家の直近の橋でございまして、あえて質問させていただきます。

工事概要の上部工と下部工あるんですが、上部工のポストテンション方式PC単純パブルT桁橋とどういうものなのか具体的にご説明願いたい。それから下部工の逆T式橋台というんですかこれもあわせてお願いしたいと思います。

それから、これは災害復旧なんですけど、かけかえなんですけど、全く。いわゆる仮設橋を設けて今の現在橋をすっかりかけかえるということなんですか。以上。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 14ページを見ながらお話しさせていただきたいと思います。ポストテンション方式といいまして、コンクリートの橋なんですけれども、強度を増すためにピアノ線ですね簡単に言うと引っ張る工法がございまして、プレテンション、工場であらかじめ引っ張ってやる方法と現場で締めるという作業がございまして、ポストテンションにつきましては現場でそれをやるということでございまして、T桁というのは右上に橋の断面がございまして、桁が3つの桁を使って今回5メートルの幅員を確保するんですけれども、一個一個の桁の形がアルファベットのT型をしております。このため一般的にはT型桁と呼んでいるところでございます。

それから、下部工のT型でございまして、これについては右上の大変見にくうございますが、そこに橋台が左右ございまして、それもよく見るとTの字を逆さにしたような形になってございます。このためT型という呼び方をしているところでございます。

それから、橋につきましてはバック堤で結構高さが上がるということで当然今の橋台は使えないので、全て撤去をして改めて全てをつくり直すということになります。そのためバック堤の工事と合わせて施工をしなければならないので、3年の債務をとらせていただいたところでございます。基本的には下部工終わるのに約1年（「資料が」の声あり）ということで

考えているところでございます。失礼いたしました。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） それから課長合わせて申し上げておきますが、この位置図ですか、保呂毛橋もそうですが、これではとても白黒でどこがどこかさっぱりわからないと。いわゆる入谷の橋のほうがすっきりわかるんですよね。位置的に。やはりその辺を今後工夫していただきたいと思います。

それで、わかりました。ただあそこは斎場へ行く橋ということでございます。さらにはアマタで盛んにやっているあれもございますので、いわゆる工事の施工ですね、安全に万全を期して施工していただきたいと。終わります。

○議長（星 喜美男君） ほかにございますか。14番三浦清人君。

○14番（三浦清人君） 予定価格と入札結果が99.何%ですかね、額も結構な額なのでね、私の認識違いかどうなのか、こういった場合に公取委のほうへの報告義務というのはどうなっていますか。90何%、7%だか8%だかの落札率についてはたしか億以上の金額については報告という形になっておったかと思うんですが、その辺私も認識不足なものですからその決まりのほうはどうなっているのか。

それから、もう一つは今回次の議案も共同体なんですね。この共同体の受け付けをする際に当日、あるいはその前公募したときに申し込みがあるかと思うんですが、本当は次で聞こうと思ったんだけど、その同じ日の入札だから質問するんですが、名前が変わっていますよね。順番が。その都度今の議案と次の議案の申し込みがそのように変わっておるのかどうかの確認なんですけれどもね。その辺です。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） まず1件目の落札率の関係でございますが、特段落札率の関係で公取委に対して報告義務等のお知らせとかそういったものは町にはございませんので、100.0%までであれば落札されるといった内容でございます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 共同企業体の名称でございますけれども、記載のとおりそれぞれ順序が違っているということでございまして、一般的には幹事会社が一番先頭に来てその次に構成員が来るということでございますので、それぞれ2件の幹事会社が違っているということでございます。

○議長（星 喜美男君） よろしいですか。ほかにございますか。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第28号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第29号 工事請負契約の締結について

○議長（星 喜美男君） 日程第22、議案第29号工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案を朗読させます。朗読は必要部分のみといたします。局長。

〔事務局朗読〕

〔朗読文省略〕

○議長（星 喜美男君） 提出者の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ただいま上程されました議案第29号工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

本案は、平成27年度保呂毛橋橋梁災害復旧工事に係る請負契約について、南三陸町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定に基づき、議会の議決に付すものであります。

細部につきましては担当課長からご説明を申し上げますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明を求めます。建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） それでは、議案第29号工事請負契約締結についての細部説明をさせていただきます。

議案関係参考資料は16ページになります。

工事名が平成27年度保呂毛橋橋梁災害復旧工事でございます。

工事場所につきましては、志津川字田尻畑地内でございます。

工事概要につきましては、今回も橋の復旧でございますので、橋の長さが34.1メートル、幅

員が5メートルとなっております。

以下、上部工、下部工の形式については前の議案のとおりでございます。

入札公告を1月18日に行っております。26日まで参加者の申し込みを受け付けているところでございます。2月5日に入札を執行しております。入札参加者は記載の1社でございます。

以下、入札状況については記載のとおりでございます。工事期間につきましては、本契約締結日の翌日から平成30年3月23日までということでございます。これにつきましても12月議会におきまして3年の債務負担を設定させていただいているところでございます。

保呂毛橋につきましては、ご存じのとおり保呂毛地区に結ぶ橋梁でございます。現在橋長が18メートルほどございまして、幅員が4メートルとなっております。この場所につきましても2級河川のバック堤の影響を受けることからそれぞれ34メートル、幅員につきましては車両等のすれ違いを考慮して5メートルという計画をしております。

18ページに平面図がございますので、ごらんになっていただきたいと思っております。

この場所につきましても、現在の橋を一旦取り壊し上流側に仮設の橋をかけてその後現在橋を取り壊し、そして下部工、上部工を施工するという計画でございます。

19ページに橋梁一般図、平面図、橋梁の断面図等が載っておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。

それから20ページが仮契約書の写しでございますので、ご確認をお願いしたいと思います。

以上で細部説明とさせていただきますので、よろしくお申し上げます。

○議長（星 喜美男君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

6番今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 6番今野です。

1点だけ伺いたいんですけども、前議案と同じように同じ共同体での落札なんですけれども、そこで伺いたいのはこの3構成なんですけども従業員というか実際に働く人の人数はどれぐらいいるのか、もしおわかりでしたら伺いたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現場で働く労働者の数というのは指名願いの中に記載をされておられませんので、そこはなかなか私のほうでもつかんでおりません。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） わかりましたと言いたいんですが、実は私が伺いたかったのはこういっ

た高額の工事でちなみに臨時の作業員というんですか、そういったやつ等はどれぐらい手配になるのか、それとこの構成されている建設業者さんで間に合っているのかどうか。そこによって地元への雇用ではないんですけれども、そういったあれもあると思いますので確認させていただきたかったんです。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 現在の工事につきましては、なかなか手で土工工事をするという内容ではございませんので、全て機械で行うものがほとんどでございます。19ページを見ていただくと、大変見にくい図面で申しわけないんですが、見ていただければわかるんですが、一番上に橋梁一般図がございます。まずもって重機で土工掘りをするところから始まると思うんです。その前に解体はございますけれども、そしてくいを打つと、昨今いろいろ問題になってはございますけれども、基礎を打ってその上に型枠を組んでコンクリート打設をして積み上げていくという格好になります。なかなか素人の労働者が現場にいてすぐやれるというものではないのかなと思ってございまして、いずれそれぞれ専門の下請業者をお願いして施工するようになるかと思ってございます。ただ、土工事もございますので、例えばダンプの運転とかそういうのは当然地元の人でも免許さえあれば対応は可能と思っておりますけれども、よくいう土工さん募集していますというようなものはなかなか難しいんじゃないかなと考えています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○6番（今野雄紀君） 今の課長の説明でわかりました。ほとんどつるはしとかシャベルを持つということは今の時代がないということですね。それで、結構重機を使うオペレーターという仕事の方たちが多いのでしょうか。わかりました。そういった形でこの3社のほかに下請等はどれぐらい使う状況なのか、実際わかる範囲内で伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） まだ本契約をしておりませんので、当然業者とそういう相談できていないので、大変申しわけございませんがそこは答えられない部分でございますので、ご理解をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 8番佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 保呂毛橋の災害復旧工事でございます。

それで、橋はよく理解したわけでございますが、関連でお伺いしたいんですが、橋の延長線上、いわゆる保呂毛川にある館の下、朝日館、あの辺が従来震災前は非常に道路幅員が狭隘

で地元でも悩んでおったという経緯がございます。今般震災によりましてあの辺も皆流出してしまって当然敷地につきましては買い取ったのではなかろうかと思うわけでございますが、将来に向かってあの辺の拡幅の予定があるのかどうか。

それから、橋は川にかけるものですから関連でお伺いしますが、ガードレール、保呂毛に行く、非常に醜い姿になっております。あれは何とかならないんでしょうか。

それから、もう1点、保呂毛をずっと保呂羽山のほうに向かって上流のほうでございまして、いわゆるコンクリートブロックの部分はいいんですが、従来の石積みブロック、これが上流に行くと同所でございます。私現職の当時も指摘されて検討したんですが、なかなかやれなかったものですから抜けている箇所、落ちているところ、相当あるんですね。したがって、今後の自然災害というか鉄砲水、大水等が出た場合に非常に道路の決壊が憂慮されるという状況になっております。その辺ひとつよろしくお願ひしたいと。ご回答願ひします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 地元の説明会の中でも同じような質問をいただいておりますので、改めてお話を申し上げたいと思います。

1つは幅員の狭い部分でございますけれども、先ほどそもそも考え方としてバック堤の影響でかけかえるんだということでお話をさせていただきました。現在の堤防高よりも3メートルほど高くなりますので、当然それをすりつけをしていくことでございますので、6%前後奥に向かってすりつけをします。当然5メートルの幅でかつつぐとこまでという大変ですけども現地盤にすりつけるところまでは一定程度今回の工事の中で整備ができるものと考えてございます。それから奥ということになりますと、なかなか現在のところで今すぐどうこうというものは持っていませんので、ここはしばらくお時間をいただければと思っております。

それから、ガードレールにつきましても、一部災害でやれる部分と単独費で対応する分もございまして、そこについては計画的にそれぞれ取りかえていきたいと考えてございます。

それから、石積みについて、ご指摘はそれぞれ地元からご指摘いただいた分につきましては、その部分についてはそれぞれ対応してございます。ただ全体かなりのすれがございまして、全部をブロック積みに変えるというのはなかなかこれも財源という問題もございまして、今すぐにはできないと思いますので当面は維持管理の中で事故が発生しないように安全に通行を確保しながら対応してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） まず道路ですが、将来的にすぐにはやれないと、当然そうでございます。保呂毛線に至りましては、非常に川の南面が山になっておりまして、非常に冬期間積雪あるいは凍結、非常に走りにくい道路になっております。したがって狭隘部分がネックだったわけでございますが、ひとついずれは整備なさるんでしょから、いずれはというかなるべく早くやっていただきたいんですけども、検討していただきたいと、ぜひやっていただきたいと。

それから、ガードレール。ガードレールはどうなんでしょう。現道、拡幅道絡めて出てくるんでしょけれども、その辺の絡みはやれるものなら川の幅が変わるわけないですから川側にガードレールすかっとやってもらえればいい話でございます、財源は相当厳しいんでしょけれども、そういう方法も必要なんだろうと思います。

それから、石積みブロックでございますが、これもすぐにはと言いませんから相当そういう箇所が随所でございますので、現場を確認して非常に危険な場所については応急的な措置をとるかそういう措置を講じていただきたい。いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） ガードレール、石積みともかなりの量があるということでございますので、そこは今議員おっしゃるとおり、当面は維持管理で対応してまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤宣明君。

○8番（佐藤宣明君） 背景には財源という形があるんでしょけれども、財源、財源と語っていたんではいつまでもなりませんので、ひとつその辺全部すかっとすぐにやれではございませんから、そうでなければ計画的に何年かにかけてやるとかそういう方法もございますので、ぜひ実現の方向に向けて検討願います。終わります。

○議長（星 喜美男君） 3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番です。

28号と29号、この議案なんですけれども、業者が同じ業者で工期を見ますと平成30年の3月ということなんですけれども、両方合わせると10億円の工事額になっておりますけれども、平成28年度と平成29年度、2カ年で同じ業者が10億円の仕事を、これ工期おくれできない自信ありますか。そのぐらい気合いを入れて工事してもらわないと復旧が進まないんじゃないかと思われましてけれども、その辺の説明とそして復興事業でやるということで3メートル川の側面が上がるということなんですけれども、災害復旧ですので保呂毛のただいま前

者が言うように保呂毛川どの辺まで災害復旧でやっていくのか、今延長関連でお伺いしますけれども、川幅が広がっていくということなんですけれども、どの辺まで延長していくのか、その辺をお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 入札公告をする段階でこの工期は明示して、それを見て業者が申し込んでくるというのが一般的でございますので、当然業者はその辺を見込んで参加をしたと私どもは理解しているところでございます。なので、本契約を結べば当然工期内完成を目指して工事を進める義務がございますので、そこは今の段階では大丈夫だろうと思ってございます。

それから川幅といいますと、今回につきましては県のほうでやるバック堤の工事につきましてはこの橋から100メートルも行かないうちにバック堤の工事は終わります。それで保呂毛川の工事は特に計画はございませんので、特に手をつけなくて道路だけやるということになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 2カ年でやるということの推移をこれから見ていきますけれども、終わるものと思って完成が2カ年度でできるものと私も信頼をして見ていきたいと思っておりますけれども、なお、その道路について、保呂毛の道路、現在の道路をどの程度広がるのか、かさ上げになっていくのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 橋、道路のかさ上げについては、橋が上がる部分の影響範囲でございますので、せいぜい五、六十メートル程度でございます。それ以降は現況にすりつけるという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） ほかに。（「なし」の声あり）

ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」の声あり）

なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第29号を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明9日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明9日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。本日は、これをもって延会といたします。

午後3時10分 延会